

令和5年度いしかわ師範塾「自主的研究会支援事業」実施要項

石川県教育委員会

1 目的

この事業は、本県公立学校に勤務する教職員グループが自らの指導力や人間力の向上を目的に自主的に開催する研究会等(以下「自主的研究会」という。)に対して、石川県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が講師や指導主事を派遣することにより、当該グループの研究活動の一層の充実を支援することを目的とする。

2 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 対象となる自主的研究会

自主的研究会のうち、以下の条件を満たすもの。

- (1) 複数年にわたって活動を行っていること、または複数年にわたって活動が見込まれること
- (2) 後記4に関する活動を行っていること
- (3) 当該講師の派遣に関して、他の事業により助成を受けていないこと
- (4) 代表者の所属長である学校長の推薦を受けていること

4 対象となる活動

対象となる活動は、原則として勤務時間外の自主的な以下の研究とする。

- (1) 児童生徒の学力向上を目指した教育課程及び教科指導等の研究
- (2) 児童生徒の心の教育に関する教育課程及び実践的指導法等の研究
- (3) 児童生徒のスポーツ・健康教育等に関する教育課程及び実践的指導法等の研究
- (4) 児童生徒の生徒指導・進路指導等についての実践的な研究
- (5) 上記の他、石川県教育委員会いしかわ師範塾が適切と認める研究

5 支援内容

(1) 講師の派遣

申請のあった講師は、県教育委員会が派遣する。

講師謝金は、原則30,000円以内とする。

(2) 指導主事の派遣

旅費は、県教育委員会が負担する。

6 申請の手続き等

(1) 実施計画書の提出

派遣を希望する自主的研究会は、当該自主的研究会代表者の所属する学校長の推薦を得た上で、代表者の所属する学校長は、下記の申請書類一式を県教育委員会に提出する。

[申請書類一式]

- ① 申請書(様式1)
- ② 主要な活動記録及び収支状況
- ③ 今年度の活動計画及び収支見込
- ④ 自主的研究会の会員名簿

[提出締切]

令和5年9月29日(金)

[提出先]

石川県教育委員会 いしかわ師範塾

(2) 審査・決定・通知

いしかわ師範塾は、実施計画書等の申請書類を審査の上、支援する自主的研究会を決定し、諾否について、申請した自主的研究会に通知する。

7 実施報告書等

自主的研究会は、派遣支援を受けた研究会の実施後1か月以内に、実施報告書(様式2)を、代表者の所属長である学校長を通じて県教育委員会に提出する。

8 庶務

自主的研究会支援事業に関する庶務は、石川県教育委員会いしかわ師範塾において処理する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、自主的研究会支援事業に関する必要な事項は、石川県教育委員会いしかわ師範塾が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。